

# 坂戸市立桜中学校 部活動方針

本方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、県の「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び市の「坂戸市立中学校の部活動方針」を受けて作成したものである。

## 活動の目的

スポーツや文化、科学等に親しみ、専門的スキルや知識を身につけ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資する。

## 活動の方針

- 部活動は教育課程外の活動ではあるが、教育課程との関連を図りながら、学校教育の一環として実施する。(社会体育団体とは異なる。)
- 生徒の自主性・主体性を重視し、計画的・効率的な活動に努め、学校生活の充実を図る。  
(他の活動に影響が出たり、負担が大きくならないように配慮する。)
- 生徒の健康・安全を最優先とし、事故防止について十分留意する。

## 指導体制の整備

- 顧問は各月の活動計画を作成し、生徒及び保護者に前もって連絡する。  
(同じものを管理職にも提出する。)
- 管理職は各部の活動状況を常に把握し、必要に応じて顧問と面談をする。
- 可能な限り、複数顧問による指導体制を整える。
- 外部指導者・部活動指導員を積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

## 具体的な活動の進め方

- 施設や設備の点検を定期的に行い、事故の防止に努める。
- 体罰や行き過ぎた指導は絶対に行わない。
- 必要に応じて部活動顧問会議を開催する。(指導技術向上のための研修会や情報交換会)
- 管理職と各顧問、担任(学年職員)、養護教諭等、相互の連携を充実させる。
- 部活動費用(部費等)を徴収する場合は、保護者の理解を得ることと会計報告を行うことを徹底する。  
(管理職は適正な会計処理について指導する。)

## 適切な休養日等の設定

- 学期中は、原則として週2日以上休養日を設けることとし、平日に1日及び週末(土曜日・日曜日)に1日以上休養日を設ける。平日の休養日は朝練習も行わない。週末に大会等があった場合は、休養日を他の日に振り替えることができる。
- 定期考査前(中間:3日、期末:5日)及び定期考査期間中の部活動は原則として禁止する。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。活動のための準備、片付け、会場整備等の時間は含めない。
- 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うこととし、夏季休業日及び冬季休業日には、連続する5日間以上の休養期間を設定する。なお、原則として、学校閉庁日には部活動は行わないものとする。
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- 公式大会日の2週間前より、例外として、週末に休養日を設けずに活動することができる。
  - (1) 運動部における公式の大会
    - ・学校総合体育大会(入間北部、地区、県、関東、全国)
    - ・新人体育大会(入間北部、地区、県)
    - ・坂戸市内大会(坂戸市立中学校体育連盟が主催するもの)
    - ・通信陸上大会(陸上部、選抜された生徒)
    - ・駅伝競走大会(地区、県、関東、全国)
  - (2) 文化部(吹奏楽部)における公式の大会
    - ・埼玉県吹奏楽コンクール(地区、県、西関東、東日本、全国)
    - ・埼玉県アンサンブルコンテスト(地区、県、西関東、全国)
    - ・西部支部吹奏楽研究発表会